

令和7年度

仙台市児童クラブご利用案内

＜この冊子は、児童クラブに登録した後も保管し、随時ご確認ください＞

本冊子や必要な書類は仙台市ホームページからもご覧いただけます

(本冊子中の二次元バーコードが読み取れない場合は、市ホームページ (<https://www.city.sendai.jp/index.html>) 上でタイトルを検索してください)



仙台市ホームページ
令和7年度の児童クラブ登録申込について

児童クラブ登録手続き・児童クラブ運営等に関するお問い合わせ先

登録を希望する児童館・児童センター・児童クラブ室
(P17～P20 児童館等一覧をご参照ください)

児童クラブ制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎9階
こども若者局児童クラブ事業推進課
電話 022-214-8176 ファックス 022-214-8784

仙台市

・・・・・・目次・・・・・・

1. 児童クラブの概要.....	1
(1) 児童クラブとは.....	1
(2) 開設日及び開設時間.....	1
(3) 児童クラブの登録と利用.....	1
2. 登録申込の要件等.....	2
(1) 登録申込の要件について.....	2
(2) 登録される期間について.....	3
(3) 定員と優先順位について.....	3
(4) 登録の待機について.....	4
3. 登録の手続き.....	5
(1) 児童クラブへの登録手続きの時期等について.....	5
(2) 手続きの流れ.....	6
(3) 手続きの方法.....	7
4. 登録事項の変更・登録の終了.....	12
5. 児童クラブ保護者負担金.....	13
(1) 保護者負担金について.....	13
(2) 振替日について.....	13
6. 保護者負担金の減免.....	14
(1) 申請手続き.....	14
(2) 減免区分と必要書類.....	15
(3) 減免区分に該当しないこととなった場合.....	16
7. 児童館等一覧.....	17
8. よくあるお問い合わせ.....	21
9. (参考) 各種様式の記入例.....	23

1. 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

仙台市の児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)は、就労などの事由により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。

登録児童数が多い児童館においては、小学校の空き教室等を利用して、児童館本館以外の場所(サテライト)で児童クラブを実施する場合があります。

(2) 開設日及び開設時間

児童クラブの「開設日」及び「開設時間」は以下のとおりです。

開設日	開設時間
平日	放課後から午後6時まで (延長利用の場合は、放課後から午後7時15分まで)
土曜日	午前9時から午後5時まで <u>(土曜日の延長利用はありません)</u>
学校長期休業日等 ※学校が夏休みや臨時のお休みの日等 (土曜日を除く)	午前8時から午後6時まで (延長利用の場合は、午前8時から午後7時15分まで)

- 日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は除きます。
- 自然災害等により児童館が開設できない場合には、児童クラブも開設いたしません。

(3) 児童クラブの登録と利用

児童クラブを利用するためには、決められた期間中に登録の手続きが必要です。(☞P5 登録の手続き)
また、登録をしても保護者の状況により利用できない日もあります。(下記の留意事項参照。)

児童クラブに登録した場合は、児童クラブ保護者負担金(☞P13 児童クラブ保護者負担金)を納付していただきます。

～ 児童クラブご利用にあたっての留意事項 ～

- 児童クラブに登録していても、保護者の方のお仕事や大学等がお休みの日や、放課後前にお仕事が終わる日などは、児童クラブの利用はできません。
- 児童クラブの開設時間は、上記のとおりです。必ず開設時間内のお迎えをお願いいたします。
- 仙台市では、保護者連絡用アプリ「安心でんしょぼと」を導入していますのでご利用ください。また、児童の健康状態、出欠、活動の様子等について、児童館と保護者が連絡を取り合うため、連絡帳をご準備いただく場合があります。
- 児童クラブを休む場合や、早く帰宅する場合などは、必ず児童館にご連絡をお願いいたします。
- 連絡なく児童クラブをお休みした場合や、お子さんの体調が悪くなった場合は、ご提出いただく連絡先にご連絡いたしますので、連絡先に変更があった場合は速やかに児童館にお申し出ください。
- 児童館敷地内及び届け出ていただく通館経路以外で生じた事故等に関しては、児童館は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 児童クラブでは、必要に応じて保護者懇談会を開催しますので、ご参加ください。

2. 登録申込の要件等

(1) 登録申込の要件について

児童クラブ登録申込の際は、以下の①～④の要件をすべて満たす必要があります。要件を満たさない場合は登録申込ができませんので、必ずご確認のうえお申し込みください。

① 仙台市内の小学校に在籍する児童、または本市に住所を有し特別支援学校の小学部に在籍する児童で、以下の基準を満たし集団生活を送れる児童であること

- ◆ 原則自力で登下館できる児童
- ◆ 食事や排泄など、身辺自立ができている児童
- ◆ 意思疎通が図られる児童
- ◆ 危険な行動の予防、または制御が可能である児童

② 保護者および同居親族等（令和7年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居親族等に限る）の全員が次のいずれかの事由に該当すること

- ◆ 就労のため、放課後等に家庭にいないこと

【勤務時間の要件】平日においては午後1時を超える時間まで勤務していること。

勤務時間で判断し、通勤時間は考慮しません。

※学校長期休業日のみ登録する場合は、【勤務時間の要件】は適用しません。

※高学年児童の場合においては、下記のとおり追加要件があります。

※育児休業中の方は特例があります。（☞P11 育児休業から復職される保護者について）

- ◆ 疾病、または負傷の状態にあるか障害があること
- ◆ 疾病、または負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること
- ◆ 出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間前）に当たる日から、出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という）であること
- ◆ 大学、専門学校、職業訓練校等へ通学中であること

◇ 高学年（4,5,6年）児童の保護者の就労要件について（追加要件）◇

高学年児童の保護者については高学年の授業終了時間を考慮するとともに、低学年児童の登録を優先する観点から、保護者の就労要件は以下のとおりとします。

高学年児童の 保護者の就労要件	勤務日数が週4日以上（日曜日を含む）であり、平日においては午後3時を超える時間まで勤務していること。 （※勤務時間で判断し、通勤時間は考慮しません。）
--------------------	--

ただし、以下の場合は、追加要件は適用しません。（上記②の◆の要件で判断します。）

- ✓ 学校長期休業日のみ登録する場合
- ✓ 以下の児童に該当する場合
 - 身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童
 - 特別支援学校、または特別支援学級に在籍する、もしくは在籍する予定の児童
 - 医師、児童相談所、発達相談支援センター（アーチル）等公的機関の診断等により、障害を有すると認められた児童

③ 原則として年間を通して（4月1日から翌年3月31日まで）児童クラブの利用が見込まれること

◇学校長期休業日のみの利用について◇

例外として、夏休み等の学校長期休業日のみの利用も可能です。

※学校長期休業日前の申込受付期間（☞P5 登録の手続き）で定員に空きがある場合のみ、登録が可能です。

※長期休業日のみの利用の場合も、登録期間は令和8年3月31日までとなります。登録を終了する場合は「児童クラブ登録辞退・終了届」を提出してください。（登録中は、利用の有無にかかわらず児童クラブ保護者負担金（☞P13）を納付いただきますのでご注意ください。）

④ 保護者が児童クラブ保護者負担金（☞P13）を滞納していないこと（兄弟姉妹の利用による滞納も含まれます）

- ◆ 滞納がある場合、登録申込要件を満たしていないため、申込書類をお返しいたします。
- ◆ 滞納分を納めたうえで再度お申し込みいただくことは可能ですが、再度お申し込みいただいた日が受付日となります。

(2) 登録される期間について

児童クラブに登録される期間は、原則として登録開始日から令和8年3月31日までです。

ただし、登録期間中に、登録時の保護者の要件が満たされなくなった場合は、下表に記載する時期に登録を終了する必要がありますので、「児童クラブ登録辞退・終了届」を提出してください。（☞P12 登録事項の変更・登録の終了）

なお、要件を変更または更新するなどして、引続き登録を希望する場合は、その要件が確認できる書類を提出してください。（☞P8～9 登録申込に必要な書類）

保護者の要件	児童クラブ登録の終了時期
◆就労している場合	就労の終了日
◆離職後に求職活動をしている場合	求職活動中であるとして認められた期間の終了日 (☞P11 申込時点では就労していたが、その後離職した場合)
◆疾病・負傷の状態にある場合	診断書に記載のある期間の終了日
◆親族等の介護の場合	診断書に記載のある期間の終了日
◆産前産後期間中の場合	出産日後8週間に当たる日
◆大学等に在籍中の場合	大学等に在籍している期間の終了日

(3) 定員と優先順位について

児童館ごとに、児童クラブの登録定員を定めており、申込者が多数の場合は次ページの「登録の優先順位」に従い、登録を決定しております。

なお、低学年児童の登録を優先する観点から、児童館ごとに若干の低学年優先枠を設定しております。

《 登録の優先順位 》

順位	登録が優先される学年
第一順位	1年生
第二順位	ひとり親家庭、または両親ともいない家庭の児童（2年生、または3年生に限る）
第三順位	2年生
第四順位	3年生
第五順位	4年生以上の児童で、特別な支援が必要な児童※
第六順位	4年生
第七順位	5年生
第八順位	6年生

※ 特別な支援が必要な児童

- ✓ 身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童
- ✓ 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する、もしくは在籍する予定の児童
- ✓ 医師、児童相談所、発達相談支援センター（アーチル）等公的機関の診断等により障害を有すると認められた児童
- ✓ 有識者等から構成される支援検討会議において、特別な支援が必要と認められた児童

同一順位内においては、以下の順位とします。

順位	同一順位内において登録が優先される児童
第一順位	ひとり親家庭、または両親ともいない家庭の児童
第二順位	第一順位に該当しない児童で、両親又はその一方が単身赴任等で不在の家庭の児童
第三順位	利用日数の多い児童
第四順位	延長利用児童
第五順位	申し込んでいる児童クラブに兄弟姉妹が登録、または同時に申し込んでいる児童
第六順位	待機の期間が長い児童 （4月1日利用の申込においては、登録決定時点における利用前年度の待機期間が長い児童）

※ さらに順位付けが必要となった場合は抽選により決定します。

※ 居住する小学校区外の児童クラブへの申込もできますが、当該小学校区に居住する児童を優先するため、定員に空きがある場合のみ登録が可能です。（☞P10 居住する小学校区外の児童クラブへお申し込みいただく場合）

（4）登録の待機について

定員に空きが無い場合は、児童クラブへの登録はできませんが、申込の際に「待機」をお申し出いただいた場合は受付をしたうえで登録決定を保留とします。

その後、定員に空きが出たときに、その時点で待機している児童の中での優先順位に従って、児童クラブに登録できる場合があります。

詳細は各児童館（☞P17～20 児童館等一覧）にお問合せください。

3. 登録の手続き

(1) 児童クラブへの登録手続きの時期等について

児童クラブへの登録は、利用開始時期により、「一斉募集」と「随時募集」があります。いずれも提出書類を準備する必要があるため、余裕をもってご確認ください。

《 受付期間 》

（一斉募集） 令和7年4月1日から利用を希望する方は、以下の受付期間内にお申し込みください。

令和6年11月18日（月）から令和6年12月7日（土）まで

※ 上記受付期間後も随時受け付けしますが、上記期間内に受け付けた方が優先となります。

※ 空き状況等により、令和7年3月15日までのお申込で令和7年4月1日からの登録・利用が可能となりますので、児童館へ連絡の上、速やかにお申し込みください。

（随時募集） 令和7年度の途中から、または長期休業日のみ利用を希望する場合は、

以下の受付期間内にお申し込みください。（定員に空きがある場合のみ登録できます。）

年度の途中から利用を開始する場合	
利用開始を希望する日	受付期間
月の前半（1日～15日）から 利用開始を希望	利用開始を希望する日が属する月の <u>前月</u> の1日から15日
月の後半（16日～末日）から 利用開始を希望	利用開始を希望する日が属する月の <u>前月</u> の16日から末日

※受付期間の末日が日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）の場合は、その前日までの受付となります。

例) 令和7年10月1日から利用したい場合

⇒令和7年9月1日から9月13日までに児童館でお申し込みください。

長期休業日のみ利用を希望する場合	
学校長期休業日	受付期間
春休み（4月）	令和7年3月1日 ～ 令和7年3月15日
夏休み	令和7年6月16日 ～ 令和7年6月30日
冬休み	令和7年11月17日 ～ 令和7年11月29日
春休み（3月）	令和8年2月16日 ～ 令和8年2月28日

《 受付場所 》

利用希望の児童クラブのある児童館（☎P17～20 児童館等一覧）

※ 午前9時から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）受け付けます。

※ 受付時に、記載内容等の確認のため、お時間をいただきます。

お申込前に必ず児童館にご連絡ください。

《 結果のお知らせ 》

（一斉募集） 令和7年2月中旬頃から順次、児童館より書面にてお知らせいたします。

（随時募集） 上記受付期間の末日から2週間以内に児童館より書面にてお知らせいたします。

(2) 手続きの流れ

以下の日付は一斉募集のものですが、**随時募集**の場合も流れは基本的に同じです。

1. 児童館にて申込書等の必要書類を受け取る（令和6年11月1日（金）～）

お申込みに必要な書類は、仙台市ホームページ*からもダウンロードできます。

※ホームページからダウンロードする場合はA4用紙に両面印刷してください。

※口座振替手続きに必要な「仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」はダウンロードできません。児童館で配付いたします。



※仙台市ホームページ

令和7年度の児童クラブ登録申込について

口座振替のお申込

2. 口座振替の手続きを行う（☞P7 口座振替申込手続きについて）

※児童クラブの登録申込み前までに手続きを行ってください。

※過去に口座振替の手続きを行い、児童クラブに登録したことのある児童のうち、振替口座を解約したり名義等を変更したりしていない場合は、お手続き不要です。

※並行して必要書類の準備をお願いします。（☞P8 登録申込に必要な書類）

登録のお申込

3. 利用を希望する児童館に申し込む（令和6年11月18日（月）から令和6年12月7日（土））

事前に児童館へ申込みする旨をご連絡のうえ、三者面談（保護者、児童、児童館職員）の日時をご予約ください。

受付時、登録に関する要件等を確認させていただきます。

(1) 定員を超過していない場合

4(1). 登録決定（令和7年2月中旬頃～）

保護者負担金の納付状況を確認後、登録決定通知書を順次発送いたします。

5. 保護者負担金の減免申請をする

該当する場合のみ、登録決定後に児童クラブ事業推進課へご提出ください。（☞P14～16 保護者負担金の減免）

(2) 定員超過の場合

4(2). 待機の確認

定員超過によって登録できなかった場合、待機を希望するか確認させていただきます。

待機を希望された場合、定員に空きが生じ次第、登録の優先順位に従い、順次登録を行います。（空きが生じた場合、児童館からご連絡します。）

6. 保護者説明会の開催

児童館でご利用に向けた説明会を行います。児童館からご案内いたしますので、ご出席ください。

ご利用開始

(3) 手続きの方法

① 口座振替申込手続きについて

児童クラブ保護者負担金は、口座振替による納付をお願いしております。(☞P13 児童クラブ保護者負担金)
児童クラブの登録申込前までに、以下のとおり口座振替の手続きをしてください。

- ◆ 口座振替が可能な金融機関は、仙台市指定金融機関等（下記）のいずれかになります。
- ◆ 児童クラブにはじめて登録する児童は、過去に児童クラブを利用した兄弟姉妹と振替口座が同一でも、**お手続きが必要**です。
- ◆ 振替口座を変更したい場合も同様の手続きをしてください。
- ◆ 過去に口座振替の手続きを行い、児童クラブに登録したことのある児童のうち、振替口座を解約したり名義等を変更したりしていない場合は、お手続き不要です。
- ◆ 何らかの理由により、口座振替による納付ができない場合は、「児童クラブ保護者負担金納付に係る申立書（様式第7号）」を児童館にご提出ください。

《 口座振替の手続き方法 》

- 七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、ゆうちょ銀行 **のいずれかで振替する場合**
- パソコンやスマートフォンから口座振替の申込が可能です。
仙台市ホームページ*から口座振替の申込を行ってください。
(口座振替の申込に当たって児童館番号の入力が必要となりますので、児童館等一覧(☞P17～20)をご確認ください。)
 - 口座振替の受付完了メールの画面（印刷したものや画面の写真でも可）を、登録申込書類の提出時に児童館へご提示ください。
 - 事情により Web での手続きができない方は、次の方法で手続きをしてください。
- 七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、ゆうちょ銀行 **以外で振替する場合**
- 児童館で配付される「仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記載し、仙台市指定金融機関等の窓口にご提出ください。
 - 「仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、「金融機関控え」、「仙台市（児童クラブ事業推進課）控え」、「お客様控え」…の3枚複写となっております。
金融機関より返された「お客様控え」を、登録申込書類の提出時に児童館へご提示ください。
(注) 金融機関でお返しする控えは、「お客様控え」の1枚のみです。



※仙台市ホームページ
仙台市 Web 口座振替受付サービス

【仙台市指定金融機関等】(五十音順、令和6年10月1日時点)

あおぞら銀行、青森銀行、秋田銀行、あすか信用組合、岩手銀行、ウリ信用組合、北日本銀行、きらやか銀行、埼玉りそな銀行、七十七銀行、荘内銀行、常陽銀行、仙台銀行、仙台農業協同組合、仙南信用金庫、東京スター銀行、東邦銀行、東北銀行、東北労働金庫、福島銀行、古川信用組合、北都銀行、北海道銀行、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みちのく銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、宮城第一信用金庫、杜の都信用金庫、山形銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行
※下線を引いた金融機関は、口座振替のみの取扱いです。(りそな銀行と埼玉りそな銀行は令和7年4月1日から。)

《 口座振替の開始時期 》

口座振替は、原則として口座振替の手続きが完了した日の翌月以降最初の児童クラブ登録月の分から開始します。引落しがされているかご確認ください。(☞P13 振替日について)

ただし、完了した日にちによっては、開始時期が前後する場合がありますのでご了承ください。なお、口座引落しが間に合わない月の保護者負担金については、納付書によりお支払いいただきます。

口座振替手続きが完了した時期	口座振替の開始時期
令和6年11月～令和7年3月	令和7年4月分
令和7年4月～令和8年2月	口座振替手続きが完了した月の翌月分

② 登録申込に必要な書類

- 以下の書類を児童館へご提出又はご提示ください。
- 申込書等のご記入には黒のボールペン（消せるボールペンを除く）を使用してください。

< 全ての方が提出・提示するもの >

No.	提出・提示書類	備考
1	児童クラブ登録申込書（様式第1号）	児童クラブにお申込の際は、必ずご提出ください。 （過去に利用した方でも再度提出が必要となります。）
2	児童クラブ利用に関する同意書 （様式第1号附表4）	
3	児童館への連絡票（様式第1号附表5）	
4	Web口座振替受付サービスの受付完了メール画面 または 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 （お客様控え） <u>※仙台市ホームページからはダウンロード できません。児童館で配付しております。</u>	口座振替申込手続き（☞P7）の際の、 ・受付完了メールの画面 （印刷したものや画面の写真でも可） または ・金融機関で受け取ったお客様控え を児童館にご提示ください。

< 該当する登録の要件に応じ提出・提示するもの >

※該当する方全員分が必要となります。

※ここでいう保護者とは、同居親族等を含みます。（☞P2 登録申込の要件等）

No.	状況	提出・提示書類	備考
5	保護者が会社等で就労 （内定）している場合	就労証明書（※1） （様式1-附表1）	勤務先で証明を受けご提出ください。 （ <u>児童クラブ登録期間中に雇用 期間が終了する場合には、雇用期 間を終了する前に期間更新後の就 労証明書を提出してください。</u> ）
6	保護者が自営業等で 就労している場合	就労証明書（※1） （様式1-附表1）	代表者より証明を受けご提出ください。
7	保護者が障害を有する 場合	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の いずれかの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載 がある箇所をご提出ください。
8	保護者が疾病又は負傷 の状態にある場合	医療機関の診断書の写し（※2）	個人と療養期間を確認できる箇所 をご提出ください。
9	保護者が疾病・障害等 のある親族を 常時介護している場合	介護対象者の、 ①身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の いずれかの写し ②医療機関の診断書の写し（※2） ③介護保険被保険者証の写し（※3）	①～③のいずれかで、個人を確認 できる箇所をご提出ください。

（※1）就労証明書は、仙台市の保育施設等利用申込用の様式（写し）での提出も可とします。

（※2）診断書は3か月以内に発行されたものをご提出ください。

（※3）要介護認定を受けている場合に限りです。

< 該当する登録の要件に応じ提出・提示するもの > (続き)

※該当する方全員分が必要となります。

※ここでいう保護者とは、同居親族等を含みます。(P2 登録申込の要件等)

No.	状況	提出・提示書類	備考
10	保護者が産前産後期間中である場合	母子健康手帳の写し	個人と出産予定日を確認できる箇所をご 提出 ください。 ※出産後に追加で、出産日を確認できる箇所をご 提出 ください。
11	保護者が大学や専門学校等へ通学している場合	在学証明書の写し 又は合格通知書の写し	個人と在学期間を確認できる箇所をご 提出 ください。
12	その他、保護者が児童を保護できない特別な理由がある場合	当該理由が確認できる書類	児童を保護できない状況を記載したものを 提出 ください。
13	65歳以上の同居親族がいる場合	65歳以上の方の年齢が確認できるもの(免許証や健康保険証等)	個人と生年月日を確認できる部分をご 提示 ください。

< その他の状況に応じ提出・提示するもの >

No.	状況	提出・提示書類	備考
14	児童が障害等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、発達相談支援センター(アール)の相談記録など いずれかの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご 提出 ください。
15	ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書又は戸籍全部事項証明書等	個人を確認できる部分をご 提示 ください。
16	転居予定で、転居先の児童クラブに申し込む場合	転居先の住所が確認できるもの(賃貸借契約書、売買契約書等)	氏名、住所を確認できる部分をご 提示 ください。
17	指定学校の変更が認められている場合	指定学校変更申請書の受付控え 又は入学通知書	個人と小学校名を確認できる部分をご 提示 ください。

～ 児童クラブ登録に係る留意事項 ～

◇ 一般的事項 ◇

- 前年度より継続して利用される方であっても、**毎年度登録手続きが必要です。**
- 複数の児童館へ同時にお申し込みいただくことはできません。
ただし、**申込多数等により学区内の児童館の児童クラブで待機となった場合は、他の児童館へお申し込みいただくことができます。**
- お申込内容に虚偽が認められた場合は、登録をお断りすることがあります。
- 登録の要件である集団生活を送ることができるかどうかに関して、児童の様子やご家庭の状況をお聞きする場合があります。
- 児童館において、児童の生活状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有をする場合があります。
- 児童の集団生活における状況等を把握するため、児童クラブの登録前に2～3日程度体験受入れを行う場合があります。
- 特別な支援が必要な児童^{*}については、有識者等により、児童クラブで他児との関わり合い等を総合的に考慮し、受入れの適否について判定を行う場合があります。また、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行い、適切な受入れ体制等を検討するため、児童館からの結果のお知らせが遅れる場合があります。

(※) 特別な支援が必要な児童

- ✓ 身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童
- ✓ 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する、もしくは在籍する予定の児童
- ✓ 医師、児童相談所、発達相談支援センター（アーチル）等公的機関の診断等により障害を有すると認められた児童
- ✓ 有識者等から構成される支援検討会議において、特別な支援が必要と認められた児童

◇ 受付期間後に転居を予定している場合 ◇

① 本市外から本市内へ転居する場合

本市における転居先又は児童が通う小学校が決定している場合は、申込が可能です。

② 本市内において転居する場合

転居先が決定している場合は、優先順位を下げることなく転居先の学区の児童クラブへ申込することができます。

※①、②いずれの場合も、登録申込書には現在の住所を記入したうえで、余白に新しい住所を記入してください。

※申込の際に転居先を確認できる書類をご提示いただけない場合、学区外児童として登録の優先順位に従い、順次お申込を受け付けます。（☞P3～4 定員と優先順位について、P9 その他の状況に応じ提出・提示するもの）

◇ 居住する小学校区外の児童クラブへお申し込みいただく場合 ◇

以下に該当する児童につきましては、学区内に居住する児童と同様の優先順位が適用されます。

- 児童クラブ未整備学区に居住する児童
- 児童クラブが未整備であったが新設される（された）学区に居住し、新設前に登録していた他学区の児童クラブに登録を希望する児童
- 転居や通学区域の変更・分離新設により、他学区へ居住することとなったが、それまで登録していた児童クラブに引き続き登録を希望する児童

- 指定学校の変更が認められている児童
- 国立、私立等の小学校に通学している児童
- 他学区に設置してある児童クラブに兄弟姉妹が登録している児童
- 居住学区内の児童クラブが定員に達しているため、待機となった児童

◇ 育児休業から復職される保護者について ◇

児童クラブの利用開始後2か月以内に復職される場合は、お申し込みいただけます。

例1：令和7年6月1日までに復職する場合 ⇒ 4月1日から利用が可能

例2：令和7年7月16日までに復職する場合 ⇒ 5月16日から利用が可能

※申込受付期間は、5ページ「児童クラブへの登録手続きの時期等について」をご参照ください。

※復職するまでの期間は、延長利用のお申し込みはできません。

◇ 申込後に登録を辞退したい場合や、申し込んだ内容を変更したい場合 ◇

- 指定された様式による届出が必要です。(☞P12 登録事項の変更・登録の終了)

◇ 申込時点では就労していたが、その後離職した場合 ◇

- 求職活動期間中に限り、3か月間を限度に児童クラブを利用できます。ただし、この形での利用は、**年度内一家庭につき1回のみ**とします。

例) 令和7年3月31日までに離職した場合

⇒ 令和7年4月1日～6月30日までの登録とする。

例) 令和7年4月1日以降に離職した場合

⇒ 離職日の翌日から3か月が経過する日が属する月の末日までの登録とする。

- 求職活動期間中に利用を希望される場合は、児童館へ「求職活動に係る申出書(様式1-附表2)」をご提出ください。また、求職活動期間中は1か月ごとに「求職活動状況報告書(様式1-附表3)」をご提出ください。
- 求職活動期間中は、求職活動中の時間帯のみ児童クラブの利用が可能です。また、原則として延長利用はできません。
- 申込時点で求職活動中の場合は、お申し込みいただけません。

◇ 延長利用について ◇

- 延長利用のみの児童クラブのお申込はできません。
- 勤務の都合でお迎えの時間が遅くなる等、午後6時以降も児童クラブを利用する可能性がある場合は、あらかじめ延長利用をお申し込みください。(土曜日の延長利用はありません)
- 午後6時以降の利用が一度でも確認された場合(天災等の突発的な事由を除く)は、延長利用をお申し込みいただき、延長利用分1,000円をご負担いただきます。
- 延長利用をお申し込みいただいた場合は、利用の有無に関わらず保護者負担金をご負担いただきます。(☞P13 児童クラブ保護者負担金)
- 年度途中で延長利用を開始、または終了される場合、児童クラブ登録事項変更届(様式第6号)により、変更の手続きをお願いいたします。(☞P12 登録事項の変更・登録の終了)

延長利用の可否

産前産後期間	育休中(利用開始後2か月以内に復職する場合)	求職活動中(離職後3か月以内の場合)
可	不可	原則不可

4. 登録事項の変更・登録の終了

登録事項に変更がある場合や、児童クラブの登録を辞退・終了する場合は、下記のとおり期日までに児童館へ必要書類を提出してください。（まだ利用を開始していない場合でも、提出が必要になります。）

なお、各提出書類の保護者名は、登録のお申込時の保護者名と一致させてください。

< 登録事項を変更する場合 >

No	該当事由	必要書類	届出の時期
①	延長利用を開始する場合	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	延長利用を開始する月の 前月末日までに提出してください (月の途中で延長利用をした場合は速やかに提出してください)
②	延長利用を終了する場合 ^{※1}	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	延長利用を終了する月の 末日までに提出してください
③	勤務時間が 変更となった場合 または転職された場合	● 児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号) ● 就労証明書(様式第1号附表1)	速やかに提出してください
④	家族構成が 変更となった場合	● 児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号) ● 18歳以上の同居親族等が増える場合は、8～9ページの必要書類No.5～13のいずれかの書類	
⑤	住所・緊急連絡先が 変更となった場合	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	
⑥	登録上の保護者が 変更となった場合	児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号)	
⑦	登録要件が 変更となった場合	● 児童クラブ登録事項変更届 (様式第6号) ● 変更後の登録要件が確認できる書類 (☞P8～9)	

< 登録を辞退・終了^{※1・2}する場合 >

No	該当事由	必要書類	届出の時期
⑧	児童クラブの登録を 辞退・終了する場合 ^{※1・2} (学校長期休業日や特定の 期間のみの利用で児童クラブ の登録を辞退・終了する 場合も含まれます。)	児童クラブ登録辞退・終了届 (様式第5号)	● <u>辞退する場合は、登録期間の 開始日前に提出してください</u> ● <u>終了する場合は、終了する月の 末日までに提出してください</u>

(※1) 保護者負担金(基本利用分及び延長利用分)は、利用の有無に関わらず登録日のある月の分までご負担いただきます。(☞P13 児童クラブ保護者負担金)

(※2) 登録期間の開始日より前は「辞退」、登録期間の開始日以降は「終了」という扱いになります。

登録終了後は口座振替も自動的に終了となりますので、金融機関でのお手続きは不要です。

5. 児童クラブ保護者負担金

(1) 保護者負担金について

児童クラブに登録した場合は、下表の金額の「児童クラブ保護者負担金」を、原則として口座振替により納付していただきます。(☞P7 口座振替申込手続きについて)

利用区分	利用時間帯	負担金額 (月額) ※児童1人当たり
基本利用分	平日…………… 放課後から午後6時	3,000円
	土曜日…………… 午前9時から午後5時	
	学校長期休業日等… 午前8時から午後6時	
延長利用分	平日…………… 午後6時から午後7時15分	1,000円
	学校長期休業日等… 午後6時から午後7時15分	

※ 何らかの理由により、口座振替による納付ができない場合は、「児童クラブ保護者負担金納付に係る申立書 (様式第7号)」を児童館にご提出ください。

(2) 振替日について

毎月末日が振替日になります。

➤ 月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日になります。

登録している月	振替日	登録している月	振替日
4月分	令和7年4月30日	10月分	令和7年10月31日
5月分	令和7年6月2日	11月分	令和7年12月1日
6月分	令和7年6月30日	12月分	令和8年1月5日
7月分	令和7年7月31日	1月分	令和8年2月2日
8月分	令和7年9月1日	2月分	令和8年3月2日
9月分	令和7年9月30日	3月分	令和8年3月31日

※ 残高不足の場合や口座振替手続きが間に合わない場合等は、児童クラブ事業推進課よりお送りする「納付書」により、**仙台市指定金融機関等の窓口** (☞P7)、または**児童クラブ事業推進課の窓口** (☞表紙)にてお支払いください。お支払い後の領収書は、5年間お手元で保管してください。

◇ 保護者負担金に係る留意事項 ◇

- 児童クラブに登録している間は、**月に一度もご利用がなかった場合**でも保護者負担金(基本利用分及び延長利用分)をご負担いただきます。(日割り計算は行いません)
- 年度の途中に登録や延長利用を申し込んだ場合や口座の変更手続きをされた場合は、口座振替の手続きがお済みの方であっても、申込後1~2か月は納付書でお支払いいただくことがあります。
- 世帯の収入状況により、基本利用分3,000円について減免制度を設けています。(☞P14~16 保護者負担金の減免)
- 保護者負担金とは別に、児童クラブで行う各種行事、保護者会等について、実費相当分をご負担いただく場合がございます。

6. 保護者負担金の減免

世帯の収入状況により、保護者負担金の基本利用分3,000円について、減免制度を設けています。

- ◆ 減免の適用は申請を受け付けた年度限りです。年度ごとに申請が必要になります。
- ◆ 減免期間を遡って適用することはできません。
- ◆ 延長利用分1,000円は減免の対象ではありません。

(1) 申請手続き

減免区分に該当する世帯の方は、必要書類を児童クラブ事業推進課まで（☞表紙）ご郵送、またはご持参ください。各児童館では減免申請の受付をしていませんのでご注意ください。

※ 各提出書類の保護者名は、登録のお申込時の保護者名と一致させてください。

※ 令和6年10月1日より郵送料が変更となっています。料金不足の場合、受付できませんのでご注意ください。

※ ご不明な点がある場合は、児童クラブ事業推進課までお問い合わせください。

① 申請時期

1. 令和7年4月1日から児童クラブを利用し、4月分から減免を希望される場合は、児童クラブ登録決定後、概ね2週間以内に申請してください。
2. 上記以外の年度途中からの減免については、登録決定後であれば随時申請いただけますが、児童クラブ事業推進課で申請書等を受理した日が属する月からの適用になります。

◇ 減免申請時期に係る留意事項 ◇

- 各月概ね15日以降に申請を受け付けた場合、手続きの関係上、一度保護者負担金が引き落としされる場合がございます。その後、減免が認められた場合、引き落としされた保護者負担金は還付いたします。

② 必要書類

次ページに記載している様式（第8号-1～3のいずれか）と添付書類をご提出ください。

◇ 必要書類に係る留意事項 ◇

- 兄弟姉妹で児童クラブに登録している場合は、児童クラブ保護者負担金減免申請書の児童の欄に全員の名前を記載して申請してください。
- 住民票について、マイナンバー（個人番号）および住民票コードの記載はしないでください。
- 添付書類は写し（コピー）で構いません。
- 申請書類に不足や不備がある場合は受付・受理できません。その場合、申請書類を郵送等によりお返しする場合がありますので、不足・不備の内容をご確認ください。

③ 結果のお知らせ

- 上記①-1は、審査が終了次第、3月下旬から4月上旬頃に児童クラブ事業推進課より書面にてお知らせいたします。
- 上記①-2の減免についても審査終了後、書面にてお知らせいたします。

(2) 減免区分と必要書類

区分		1	2	3
対象となる世帯		生活保護受給世帯	市民税非課税世帯 (世帯構成員全員が市民税非課税の場合)	市民税課税であって 所得税非課税世帯 (世帯構成員全員が所得税非課税の世帯)
減免の内容 (減免後の負担金額)		全額免除 (0円)		1/2 免除 (1,500円)
減免期間		減免申請を受理した月からその年度末まで		
必要書類	様式	児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-1)		
	添付書類	生活保護証明書の写し または 生活保護費支給票の写し	① 世帯構成員全員 (※) の 市・県民税非課税証明書の 写し ② 世帯構成員全員の 住民票の写し	① 世帯構成員全員 (※) の 市・県民税非課税証明書 または課税証明書の写し ② 世帯構成員全員の 住民票の写し

※ 児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-1) 裏面の「扶養親族申告欄」に記載する税法上の扶養親族については、市・県民税非課税証明書または課税証明書の写しは提出不要です。

また、配偶者と離婚調停中で既に別居されている場合、裁判所等からの調停を証明する書類を添付いただければ、当該配偶者の市・県民税非課税証明書または課税証明書の写しは提出不要です。

区分		4	5
対象となる世帯		事業の倒産、失業 (<u>自己都合を除く</u>)、疾病等により世帯の合計年間収入見込額が前年と比較して半分以上減少することが見込まれる世帯	火災、風水害、地震、その他災害により 居住する家屋が損害を受けた世帯
減免の内容 (減免後の負担金額)		全額免除 (0円)	全壊、 全焼等の場合 半焼、 半壊等以上の場合 (全焼、全壊等を除く)
減免期間		申請を受理した月から6か月 (半年) を限度として減免の事由の継続する期間	申請を受理した月から6か月 (半年) を限度として減免の事由の継続する期間 (<u>発災の当月から6か月以内の申請に限る</u>)
必要書類	様式	児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-2)	児童クラブ保護者負担金減免申請書 (様式第8号-3)
	添付書類	① 世帯の収入の減少が確認できる書類 ア) 収入のある世帯構成員の前年分の源泉 徴収票等 イ) 直近3か月分の給与明細の写し等 ウ) 離職票、または解雇通知書 ② 世帯構成員全員分の住民票の写し	① 罹災証明書 (※申請中の場合は、罹災届出証明書) ② 世帯構成員全員分の住民票の写し

(注1) 市・県民税 (非) 課税証明書は、申請日時時点で取得可能な最新年度のもの、住民票と生活保護証明書は、発行から3か月以内のものに限ります。

(注2) 同一生計の保護者が単身赴任等により住民票上、別世帯になっている場合でも、その保護者について、市・県民税 (非) 課税証明書、住民票等の添付書類の提出が必要です。

◇ 添付書類の取得方法等 ◇ ※いずれの書類も、手数料がかかります。

No.	書類	取得方法・取得場所（仙台市の場合）
1	市・県民税非課税証明書	● 各区役所の「税務会計課」、宮城総合支所の「税務住民課」、秋保総合支所の「総務課」の窓口
	市・県民税課税証明書	● 仙台駅前サービスセンター、証明発行センターの窓口
2	住民票	● 各区役所の「戸籍住民課」、宮城総合支所の「税務住民課」、秋保総合支所の「総務課」の窓口 ● 仙台駅前サービスセンター、証明発行センターの窓口

上記の1・2のいずれも、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバー（個人番号）カードを利用した、コンビニでの取得も可能です。

この場合、令和6年7月1日から当分の間、手数料が窓口よりも100円減額されます。（例：住民票の写し1通300円→200円）

詳しくは仙台市ホームページ*をご確認ください。



※仙台市ホームページ
コンビニ交付サービスについて

- ※ 市・県民税（非）課税証明書は、毎年1月1日に住民登録がある市町村で取得できます。
- ※ 市・県民税（非）課税証明書は、申請日時点で取得可能な最新年度のもの、住民票は発行日より3か月以内のものに限ります。

(3) 減免区分に該当しないこととなった場合

年度途中で減免区分に該当しないこととなった場合は、速やかに、下記の書類を児童クラブ事業推進課までご郵送、またはご持参ください。

減免事由が消滅した日が属する月の翌月から保護者負担金が発生します。

様式	添付書類
児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出（様式第15号）	減免事由が消滅したこと及びその日付が確認できる書類

- ※ 「市・県民税（非）課税証明書」は、毎年5月～6月頃に新年度の証明書が発行されます。これまで「市民税非課税世帯（区分2）」で減免を受けていたものが、所得が増えたことにより課税世帯になった場合は、必ず届け出てください。（この場合、添付書類は必要ありません。）なお、上記のように「市民税非課税世帯（区分2）」で減免を受けている世帯が、年度途中で減免に該当しないこととなった場合でも、「市民税課税世帯であって所得税非課税世帯（区分3）」に該当する場合がございますので、必要書類（P15）をご用意のうえ、再度申請いただくことも可能です。

7. 児童館等一覧

< 青葉区 > (五十音順)

名称	児童館番号*	住所	電話番号	主な学区
旭ヶ丘児童館	100	青葉区旭ヶ丘 3-27-1	022-718-6628	旭丘
愛子児童館	99	青葉区上愛子字新宮前 1	022-391-9801	愛子
荒巻マイスクール児童館	95	青葉区荒巻神明町 21-1	022-728-5921	荒巻
大沢児童館	18	青葉区芋沢字要害 65	022-394-6891	大沢
折立児童館	6	青葉区折立 3-20-1	022-226-1226	折立
貝ヶ森児童館	4	青葉区貝ヶ森 1-4-6 <下記に仮移転中> 青葉区貝ヶ森 1-34 街区内 (貝ヶ森中央公園内) ※令和 7 年 3 月末までの予定	022-279-6320	国見
片平児童館	1	青葉区米ヶ袋 1-1-35	022-227-5333	片平丁
上杉児童館	8	青葉区上杉 4-1-45	022-268-3840	上杉山通
川平マイスクール児童館	9	青葉区川平 3-36-1	022-279-1884	川平
川前児童館	16	青葉区芋沢字赤坂 32-19	022-394-7386	川前
北六番丁コミュニティ児童館	98	青葉区宮町 4-4-12	022-714-1021	北六番丁
木町通児童館	12	青葉区木町通 1-7-36	022-711-2561	木町通
国見児童館	104	青葉区国見 2-16-48	022-272-1822	国見
栗生児童館	13	青葉区栗生 6-5-19	022-392-3475	栗生
小松島児童館	81	青葉区小松島 2-1-8	022-728-5682	小松島
桜ヶ丘マイスクール児童館	7	青葉区桜ヶ丘 8-1-1	022-278-3055	桜丘
台原児童館	11	青葉区台原 5-2-5	022-233-5420	台原
立町マイスクール児童館	96	青葉区立町 8-1	022-266-1851	立町
通町児童館	88	青葉区通町 1-1-1	022-728-3520	通町
中山児童館	5	青葉区中山 3-13-1	022-279-9216	中山
錦ヶ丘児童館	111	青葉区錦ヶ丘 7-2-3	022-391-5058	錦ヶ丘
八幡児童館	3	青葉区八幡 2-9-1	022-272-6806	八幡
東二番丁マイスクール児童館	113	青葉区一番町 2-1-4	022-738-8836	東二番丁
東六番丁児童館	10	青葉区宮町 1-2-1	022-266-0135	東六番丁
広瀬マイスクール児童館	17	青葉区下愛子字二本松 40	022-392-5711	広瀬
水の森児童館	2	青葉区水の森 4-1-1	022-277-2711	北仙台
南吉成児童館	14	青葉区南吉成 5-18-1	022-278-5160	南吉成
吉成児童館	19	青葉区国見ヶ丘 2-2-1	022-279-2033	吉成

※児童館番号は、口座振替 Web 手続き (P7) の際に利用します。

< 宮城野区 > (五十音順)

名称	児童館番号*	住所	電話番号	主な学区
岩切児童館	85	宮城野区岩切字今市東 91-1	022-396-8701	岩切
岡田児童館	30	宮城野区岡田字北在家 65-1	022-254-2568	岡田
幸町児童館	22	宮城野区幸町 3-13-13	022-291-8651	幸町
幸町南児童館	89	宮城野区大梶 10-27	022-296-8125	幸町南
新田児童館	101	宮城野区新田 2-22-38	022-783-7848	新田
高砂児童館	23	宮城野区高砂 1-24-9 ※令和6年度中に下記に仮移転予定 <仮移転先> 宮城野区福田町 1-11-1 (高砂小学校内)	022-258-1010	高砂
田子児童館	25	宮城野区田子 2-4-25	022-254-2721	田子
榴岡児童館	90	宮城野区榴ヶ岡 103-2	022-299-0604	榴岡
燕沢児童館	86	宮城野区燕沢東 3-6-1	022-253-2701	燕沢
鶴ヶ谷西児童館	24	宮城野区鶴ヶ谷 3-17	022-252-4595	鶴谷
鶴ヶ谷東マイスクール児童館	110	宮城野区鶴ヶ谷 6-2	022-251-0675	鶴谷東
鶴巻児童館	91	宮城野区鶴巻 1-15-32	022-259-8920	鶴巻
東部児童館	21	宮城野区平成 1-3-27	022-237-0093	東仙台
中野栄児童館	28	宮城野区栄 3-11-11	022-786-7257	中野栄
西山児童館	20	宮城野区安養寺 3-15-10	022-251-0556	西山
原町児童館	109	宮城野区五輪 2-12-70	022-352-9811	原町
東宮城野マイスクール児童館	112	宮城野区東宮城野 5-1	022-239-5484	東宮城野
福室児童館	29	宮城野区福室 5-9-36	022-786-3540	福室
柊江児童館	27	宮城野区安養寺 2-2-1	022-292-5223	柊江
宮城野児童館	92	宮城野区東宮城野 2-40	022-236-0804	宮城野

※児童館番号は、口座振替 Web 手続き (P7) の際に利用します。

< 若林区 > (五十音順)

名称	児童館番号*	住所	電話番号	主な学区
荒井児童館	114	若林区伊在 3-2-1	022-290-6955	荒井
荒町児童館	102	若林区荒町 86-2	022-266-6023	荒町
沖野児童館	33	若林区沖野 7-34-43	022-290-0139	沖野東
沖野マイスクール児童館	35	若林区沖野 3-20-1	022-282-6394	沖野
蒲町児童館	41	若林区蒲町 41-3	022-294-6353	蒲町
七郷児童館	39	若林区荒井 3-7-2	022-288-8700	七郷
遠見塚児童館	36	若林区遠見塚 1-14-20 ※令和6年度中に下記に仮移転予定 <仮移転先> 若林区遠見塚 1-22-1 (遠見塚小学校内)	022-286-2066	遠見塚
古城児童館	37	若林区古城 1-1-15	022-282-8020	古城

※児童館番号は、口座振替 Web 手続き (P7) の際に利用します。

< 若林区 (続き) > (五十音順)

名称	児童館番号*	住所	電話番号	主な学区
南小泉児童館	31	若林区保春院前丁 3-1	022-285-2154	南小泉
南材木町児童館	40	若林区南小泉字八軒小路 5-1	022-215-5025	南材木町
大和児童館	38	若林区中倉 2-19-25	022-283-3350	大和
連坊小路マイスクール児童館	97	若林区連坊 1-7-27	022-792-3251	連坊小路
六郷児童館	32	若林区今泉 1-3-19	022-289-5138	六郷
若林児童館	34	若林区若林 3-15-20	022-282-4541	若林

※児童館番号は、口座振替 Web 手続き (P7) の際に利用します。

< 太白区 > (五十音順)

名称	児童館番号*	住所	電話番号	主な学区
芦の口児童館	106	太白区西の平 2-36-10	022-243-4505	芦の口
生出児童クラブ室	115	太白区茂庭字中ノ瀬西 5-2	022-395-9307	生出
大野田児童館	105	太白区大野田 5-23-5	022-247-2112	大野田
鹿野児童館	82	太白区鹿野 2-9-2	022-249-0526	鹿野
上野山児童館	87	太白区上野山 1-11-1	022-243-5401	上野山
郡山児童館	50	太白区郡山字行新田 9-5	022-308-5620	郡山
金剛沢児童館	107	太白区金剛沢 1-27-1	022-243-2558	金剛沢
太白マイスクール児童館	51	太白区太白 1-5-1	022-245-8956	太白
富沢児童館	103	太白区富沢西 4-12-1	022-743-8085	富沢
中田児童館	54	太白区中田 4-1-2	022-306-8967	中田
長町児童館	42	太白区长町 5-3-2	022-304-2743	長町
長町南児童館	47	太白区长町南 1-6-15	022-308-3153	長町南
西多賀児童館	45	太白区西多賀 3-6-8	022-244-6753	西多賀
西中田児童館	55	太白区西中田 7-23-35	022-242-2901	西中田
八本松児童館	94	太白区八本松 2-4-20	022-249-1821	八本松
東四郎丸児童館	84	太白区四郎丸字大宮 26-10	022-242-2845	東四郎丸
東中田児童館	43	太白区四郎丸字吹上 51	022-395-5001	四郎丸
東長町児童館	108	太白区郡山 6-5-2	022-246-6560	東長町
人来田マイスクール児童館	49	太白区人来田 1-1-1	022-743-3782	人来田
袋原コミュニティ児童館	93	太白区中田町字法地南 4-2	022-241-8701	袋原
向山児童館	48	太白区向山 3-19-5	022-715-0565	向山
茂庭台児童館	44	太白区茂庭台 4-1-10	022-281-3293	茂庭台
八木山児童館	53	太白区八木山本町 1-40-1	022-229-0833	八木山
八木山南児童館	52	太白区鉤取 3-13-1	022-743-0258	八木山南
柳生児童館	46	太白区柳生 7-20-7	022-306-6751	柳生
湯元児童館	56	太白区秋保町湯向 24-21	022-397-1255	湯元

※児童館番号は、口座振替 Web 手続き (P7) の際に利用します。

< 泉区 > (五十音順)

名称	児童館番号※	住所	電話番号	主な学区
泉ヶ丘児童センター	64	泉区泉ヶ丘 4-11-29	022-372-1002	泉ヶ丘
市名坂児童館	83	泉区市名坂字明神 31-2	022-375-8836	市名坂
桂児童センター	80	泉区桂 3-19-1	022-375-0550	桂
加茂児童センター	70	泉区加茂 3-5-1	022-378-1980	加茂
北中山児童センター	79	泉区北中山 2-16-1	022-379-5568	北中山
黒松児童館	57	泉区黒松 1-15-4	022-233-6059	黒松
向陽台児童館	62	泉区向陽台 5-19-14	022-373-8003	向陽台
将監児童館	60	泉区将監 8-9-1	022-373-2002	将監中央
将監児童センター	68	泉区将監 8-1-18	022-373-6611	将監
将監西児童館	63	泉区将監 10-19-1	022-372-0836	将監西
松陵児童センター	76	泉区松陵 3-28-2	022-372-7907	泉松陵
住吉台児童センター	77	泉区住吉台西 4-2-3	022-376-5969	住吉台
高森児童センター	69	泉区高森 3-4-346	022-378-6778	高森
高森東児童センター	78	泉区高森 7-1-3	022-377-4480	高森東
長命ヶ丘児童センター	67	泉区長命ヶ丘 6-10-12	022-378-5444	長命ヶ丘
鶴が丘児童センター	66	泉区鶴が丘 3-17-20	022-373-3832	松森
寺岡児童センター	71	泉区寺岡 3-1-3	022-378-3288	寺岡
七北田児童センター	74	泉区泉中央 3-33-5	022-372-3051	七北田
南光台児童館	58	泉区南光台 7-10-40	022-253-3410	南光台
南光台東児童センター	65	泉区南光台東 1-49-22	022-252-2993	南光台東
虹の丘児童センター	73	泉区虹の丘 1-9-5	022-373-3510	虹の丘
根白石児童館	59	泉区根白石字針生 40-1	022-379-2469	根白石
南中山児童センター	72	泉区南中山 4-18-1	022-379-3695	南中山
八乙女児童館	61	泉区松森字不動 148	022-272-1230	八乙女
館児童センター	75	泉区館 7-1-11	022-376-5149	館

※児童館番号は、口座振替 Web 手続き (P7) の際に利用します。

8. よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ内容	回答
児童クラブの登録・利用について		
1	育児休業中ですが、児童クラブを利用できますか？	児童クラブの利用開始後2か月以内に復職される場合は、お申込のうえご利用いただけます。(☞P11) ただし、復職までの間は、延長利用は出来ません。
2	変則勤務で勤務時間が決まっていない場合、児童クラブの登録は可能ですか？	放課後の時間帯に勤務する場合は登録が可能です。 ただし、勤務がない日や時間については利用できません。
3	就労証明書は必ず本社で取得する必要がありますか？	本社、支店の指定はありません。 勤務先が支店等であれば、支店等での取得でも構いません。
4	4月以降も継続して勤務することが決まっていない場合、一斉申込は可能ですか？	現在の勤務先の「就労証明書(様式1-附表1)」を附して申込できます。4月以降も継続雇用になった場合、再度、「就労証明書(様式1-附表1)」の提出が必要です。(☞P8) なお、雇用が継続されず、求職活動をする場合は、「求職活動に係る申出書(様式1-附表2)」を提出してください。(☞P11)
5	求職活動中で就職先はまだ決まっていないが、児童クラブの申込は可能ですか？	勤務することが内定していない場合は、申込はできません。 勤務することが内定している場合は、内定証明として「就労証明書(様式1-附表1)」を添えて申込できます。 勤務開始後、改めて就労証明書として提出ください。
6	転居予定で、入学する小学校が決まっていない場合でも、児童クラブに申込できますか？	居住地が決定(指定学校が決定)した時点で、申込できます。 転居先住所が確認できるものを提示していただきます。(☞P9)
7	年度途中で転居することになり、別の児童館を利用したい場合は、どうすれば良いですか？	転居後に利用を希望される児童館へ改めてお申し込みください。手続きをしていただく時期等につきましては、5ページをご参照ください。 また、新たに利用を希望される児童館へ児童クラブ利用申込書等をご提出いただき次第、速やかに現在登録している児童館に対し、終了届をご提出ください。
8	登録の可否はいつ分かりますか？	一斉募集の場合は2月中旬頃から順次、随時募集の場合は受付期間の末日から2週間以内に、児童館から書面にてお知らせします。(☞P5 結果のお知らせ)
児童クラブ保護者負担金・口座振替について (☞P7・13)		
9	児童クラブを月に一度も利用しませんが、保護者負担金はかかりますか？	児童クラブに登録している間は保護者負担金(基本利用分及び延長利用分)をご負担いただきます。 (日割り計算は行いません)
10	保護者負担金の他にお金はかかりますか？	児童クラブで行う各種行事、保護者会等について、実費相当分をご負担いただく場合がございます。

No.	お問い合わせ内容	回答
11	残高不足等により口座から引き落としされなかった場合、保護者負担金を数か月分まとめて口座引き落としにより納めることはできますか？	口座振替により数か月分まとめて納付することはできません。口座引き落としができなかった場合は、仙台市より発送する納付書により、仙台市指定金融機関の窓口または児童クラブ事業推進課の窓口にてお支払いください。
12	口座振替について、振替口座を変更したい場合、どうすれば良いですか？	再度、口座振替申込の手続きをお願いいたします。 (七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・ゆうちょ銀行は、Webでの手続きができます。)
13	口座振替の手続きをしたのに、口座から引き落としされないのですが？	3か月経過しても口座引き落としがされない場合は、児童クラブ事業推進課にお問い合わせください。
保護者負担金の減免について (☞P14～16)		
14	児童クラブの減免の申請はいつすれば良いですか？	原則として、登録決定後、概ね2週間以内に申請をしてください。 ※減免申請は、児童クラブに登録された児童の保護者様が毎年お手続きしていただく必要があります。
15	減免の申請は郵送でできますか？	できます。登録決定後、必要書類を揃えて児童クラブ事業推進課まで郵送ください。
16	減免の結果はいつ分かりますか？	4月1日から利用される場合、3月下旬から4月上旬頃に結果を郵送します。年度途中から利用される場合、申請から1か月程度でお送りします。
17	減免の決定通知が届きましたが、お金が引き落とされていました。どうしてですか？	手続きの時期の関係上、一度保護者負担金が引き落とされる場合がありますが、後日還付いたします。 (※延長利用分1,000円は減免の対象ではありません。)
18	減免の申請をしましたが、却下されました。前年度より収入が減っているため、再度申請することは可能ですか？	毎年、5月～6月に新しい年の「市民税(非)課税証明書」が取得可能になるので、新しい税証明で再度申請が可能です。
19	次年度も児童クラブを利用する予定ですが、減免の申請は毎年度必要ですか？	減免の申請は年度ごとに申請が必要になります。
20	減免の申請を忘れていました。今から申請できますか？	できます。必要書類を揃えて申請してください。ただし、減免期間を遡って適用することはできません。
その他		
21	医療的な行為が必要ですが、児童クラブを利用できますか？	医療的な行為の具体的な内容によってはお申し込みいただけます。詳細は登録を希望する児童館にお問い合わせください。
22	保護者連絡用アプリ「安心でんしょぼと」とは何ですか？	「安心でんしょぼと」は、児童の児童館入退館の通知を受け取ったり、児童館と保護者が連絡をとったりすることができる機能を有するアプリです。

【様式第 8 号-1】児童クラブ保護者負担金減免申請書(表面)

児童クラブ保護者負担金減免申請書

2025 年 3 月 1 日

仙台市長

申請者 〒 980 - 8671
 (保護者) 住所: 仙台市青葉区国分町3-7-1-302
 氏名: 仙台 太郎
 電話: (自宅) 022 - 214 - 8176
 (携帯) 090 - 0000 - 0000

令和 7 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

登録先	木町通		児童館	児童センター/児童クラブ室
フリガナ セウダイ ナツコ 氏名 仙台 夏子	生年月日 2017 年 8 月 31 日	性別	男	女
フリガナ 氏名	年 月 日	性別	男	女
フリガナ 氏名	年 月 日	性別	男	女
申請理由 (いずれかに○をつけてください。)	必要書類 (下記書類を必ず添付してください。)	減免の内容 (減免後の負担金額)		
区分1 生活保護受給世帯	生活保護証明書 又は生活保護費支給票	全額免除(0円)		
区分2 市民税非課税世帯 (裏面参照)	①世帯構成員全員の市・県民税非課税証明書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※裏面の「扶養親族申告欄」も確認・記入してください。	全額免除(0円)		
区分3 市民税課税世帯であって 所得税非課税世帯 (裏面参照)	①世帯構成員全員の市・県民税課税証明書 又は非課税証明書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※裏面の「扶養親族申告欄」も確認・記入してください。	半額免除(1,500円)		

- 減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
- 減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。
- 添付する必要書類はコピーで構いません。
- 市・県民税課税証明書・非課税証明書は、申請時点で発行可能な最新年度の証明書を提出してください。
- 住民票の写しは、取得から3か月以内のものをご提出ください。
- 同一生計の保護者が単身赴任等により住民票上、別世帯になっている場合でも、その保護者について、市・県民税課税証明書・非課税証明書、住民票等の添付書類の提出が必要です。

提出先 〒980-0011
 仙台市青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎9階
 仙台市こども若者局 児童クラブ事業推進課 まで ☎022-214-8176

【様式第 8 号-1】児童クラブ保護者負担金減免申請書(裏面)

扶養親族申告欄

(区分2・区分3で申請する場合は必ず記入してください)

① 保護者が、税法上扶養している 配偶者・扶養親族 を全員記入してください。

ここに記入した扶養親族等の課税証明書(非課税証明書)は添付不要です。

扶養親族等の氏名	扶養者	扶養者から見た続柄	生年月日	性別	備考
仙台 花子	父	妻	1987・5・1	男	□ 「税法上扶養している」とは、課税証明書(非課税証明書)上に「扶養親族等」として現れている者を指します。
仙台 春雄	母	子	2014・4・29	男	□ 何らかの理由で、税法上の扶養親族等にはなっていないが、現に扶養している19歳未満の者がいる場合は、下の欄②に理由とともに記入してください。
仙台 夏子	父	母	2017・8・31	女	□ 何らかの理由とは、例えば「税法上は元・配偶者の扶養になっているが、離婚して現在は自身が扶養している」などが考えられます。
仙台 あき	母	子	2020・11・3	女	
宮城 冬美	父	妻の母	1950・2・23	男	□ 課税証明書(非課税証明書)をご確認のうえ、漏れなく記入してください。

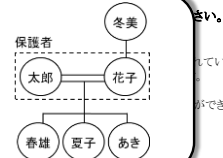
② 税法上は扶養していないが、現に扶養している19歳未満(※)の親族がいる場合、記入してください。

ここに記入した扶養親族等の課税証明書(非課税証明書)は添付不要です。

扶養親族の氏名	扶養者	扶養者から見た続柄	生年月日	性別	税法上の扶養親族に含まれない理由
	父	母		男	
	父	母		女	
	父	母		男	
	父	母		女	

※ 年齢は、下記の時点で考えます。
 ・令和6年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書)を添付する場合: 令和5年12月31日時点の年齢
 ・令和7年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書)を添付する場合: 令和6年12月31日時点の年齢

上記は、右のような家族構成において、父である太郎が、妻・花子とその母冬美、子3人を扶養している場合の例です。この場合は、太郎の税証明書が必要になります。



【参考】
 年少扶養控除 380,000円 × 16歳未満(0-16歳)の扶養親族の数
 特定扶養控除上乗せ分 250,000円 × 16~18歳の扶養親族の数

【様式第 8 号-2】児童クラブ保護者負担金減免申請書

児童クラブ保護者負担金減免申請書

2025 年 3 月 1 日

仙台市長

申請者 〒 980 - 8671
 (保護者) 住所: 仙台市青葉区国分町3-7-1-302
 氏名: 仙台 太郎
 電話: (自宅) 022 - 214 - 8176
 (携帯) 090 - 0000 - 0000

令和 7 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

登録先	木町通		児童館	児童センター/児童クラブ室
フリガナ セウダイ ナツコ 氏名 仙台 夏子	生年月日 2017 年 8 月 31 日	性別	男	女
フリガナ 氏名	年 月 日	性別	男	女
フリガナ 氏名	年 月 日	性別	男	女
申請理由 (いずれかに○をつけてください。)	必要書類 (下記書類を必ず添付してください。)	減免の内容 (減免後の負担金額)		
① 事業の倒産、失業(自己都合を除く)、疾病等により世帯の合計年間収入見込額が前年と比較して半分以上減少する世帯	①世帯の収入の減少が確認できる書類 ア) 収入のある世帯構成員の前年分の源泉徴収票、直近3か月分の給与明細等(自営業の場合は、売上台帳、確定申告書等) イ) 離職票、または解雇通知書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。	全額免除(0円)		
申請理由に関する補足があればご記入ください。 父が疾病により〇〇年〇月〇日付で離職し、再就職の目途が立たない状態です。離職後、世帯の収入は母の給与のみであり、前年の世帯収入と比較して半分以上減少することが見込まれることから、申請します。				

- ※ 減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
- ※ 減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。
- ※ 添付する必要書類はコピーで構いません。
- ※ 住民票の写しは、取得から3か月以内のものをご提出ください。

提出先 〒980-0011
 仙台市青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎9階
 仙台市こども若者局 児童クラブ事業推進課 まで ☎022-214-8176

【様式第 8 号-3】児童クラブ保護者負担金減免申請書

児童クラブ保護者負担金減免申請書

2025 年 3 月 1 日

仙台市長

申請者 〒 980 - 8671
 (保護者) 住所: 仙台市青葉区国分町3-7-1-302
 氏名: 仙台 太郎
 電話: (自宅) 022 - 214 - 8176
 (携帯) 090 - 0000 - 0000

令和 7 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。
 なお、罹災証明内容について、児童クラブ事業推進課が罹災証明書発行所管課から情報の提供を受けることに、

同意します。 同意しません。 差いづれかに印をお願います。

登録先	木町通		児童館	児童センター/児童クラブ室
フリガナ セウダイ ナツコ 氏名 仙台 夏子	生年月日 2017 年 8 月 31 日	性別	男	女
フリガナ 氏名	年 月 日	性別	男	女
フリガナ 氏名	年 月 日	性別	男	女
申請理由 (いずれかに○をつけてください。)	必要書類 (下記書類を必ず添付してください。)	減免の内容 (減免後の負担金額)		
① 火災、風水害、地震その他災害により居住する家屋が全壊、全壊等の損害を受けた世帯	①罹災証明書(申請の場合は、罹災届出証明書) ②住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※罹災届出証明書を添付する場合は、罹災証明書が発行された際、追加提出してください(ただし、罹災証明内容について、罹災証明書発行所管課から情報の提供を受けることに同意される場合は、当該において罹災証明内容を確認いたしますので罹災証明書の追加提出は不要です)。 ※発災の当月から6か月以内の申請に限る	全額免除(0円)		
② 火災、風水害、地震その他災害により居住する家屋が半壊、半壊等以上(全壊、全壊等を除く)の損害を受けた世帯	①罹災証明書(申請の場合は、罹災届出証明書) ②住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※罹災届出証明書を添付する場合は、罹災証明書が発行された際、追加提出してください(ただし、罹災証明内容について、罹災証明書発行所管課から情報の提供を受けることに同意される場合は、当該において罹災証明内容を確認いたしますので罹災証明書の追加提出は不要です)。 ※発災の当月から6か月以内の申請に限る	半額免除(1,500円)		
申請理由に関する補足があればご記入ください。				

- ※ 減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
- ※ 添付する必要書類はコピーで構いません。
- ※ 住民票の写しは、取得から3か月以内のものをご提出ください。

提出先 〒980-0011
 仙台市青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎9階
 仙台市こども若者局 児童クラブ事業推進課 まで ☎022-214-8176

【様式第 5 号】児童クラブ登録辞退・終了届

2025 年 9 月 20 日

児童クラブ登録辞退・終了届

仙台市長

申請者 (保護者) 住所: **仙台市青葉区国分町3-7-1 国分町マンション302**

氏名: **仙台 太郎**

電話: **090 - 0000 - 0000**

登録先	〔 木町通 〕 (児童館) 児童センター・児童クラブ室		
フリガナ 児童氏名	センダイ ナツコ 仙台 夏子	男・女 男	木町通 小学校 2 年生 (西暦) 生年月日 2017 年 8 月 31 日

令和 7 年度 児童クラブへの登録を

- 辞退します (登録開始日前の届出はこちらを選択してください)
 終了します (登録開始日以降の届出はこちらを選択してください)

終了年月日	2025 年 9 月 30 日
理由	県外へ転出するため ※転居される場合 〒 104 - 0000 新住所 東京都中央区 x x x 1-1-1

- ※ 保護者負担金は、登録日のある月分までご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。
 ※ 口座振替は、金融機関等に解約手続きをしなくても終了します。
 ※ 学校長期休業日や特定の期間のみのご利用をお申込みされた場合でも、児童クラブの利用を終了する場合は、必ず終了届をご提出ください。
 ※ ご記入いただいた情報は、提出を受けた児童館のほか、必要に応じて仙台市こども若者局と当該児童館を管理運営する団体で共有することとなりますのでご了承ください。
 また、ご記入いただいた情報は、個人情報の保護に関する法律及び関係規程等に基づき適切に管理するとともに、児童クラブ事業の運営目的にのみ利用します。

〔児童館記入欄〕

- 受付日 年 月 日
 ○仙台市への報告日 年 月 日

決裁	館長	係員

【様式第 6 号】児童クラブ登録事項変更届

2025 年 6 月 20 日

児童クラブ登録事項変更届

仙台市長

申請者 (保護者) フリガナ氏名: **センダイ タロウ**
仙台 太郎

登録先	〔 木町通 〕 (児童館) 児童センター・児童クラブ室		
フリガナ 児童氏名	センダイ ナツコ 仙台 夏子	男・女 女	生年月日 (西暦) 2017 年 8 月 31 日

令和 7 年度 児童クラブの登録について、

- 現在申込んでいた事項を変更します (登録開始日前の届出はこちらを選択)
 登録されている事項を変更します (登録開始日以降の届出はこちらを選択)

変更年月日	2025 年 7 月 1 日					
変更する内容へ該当するところだけご記入ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 延長利用開始	(7) 月から延長利用開始	〔延長利用について〕 育児休業復帰予定者は延長利用できません。また、就職活動中の方は原則として、延長利用できません。			
	<input type="checkbox"/> 延長利用終了	() 月で延長利用終了				
	<input type="checkbox"/> 勤務時間・転勤・転職	※様式1-併表1(就労証明書)を添付ください。				
	<input type="checkbox"/> 家族の状況	※18歳以上の同居親族等が増える場合は、利用案内に記載されている登録に必要な書類を添付ください。				
	氏名	続柄	年齢	勤務先・就学先(学校名、学年)	電話	勤務時間
					(自宅・携帯・勤務先) : ~ : 週 ~ 日	
					(自宅・携帯・勤務先) : ~ : 週 ~ 日	
					(自宅・携帯・勤務先) : ~ : 週 ~ 日	
	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先					
	優先順位	氏名	続柄	連絡先		
1			(自宅・携帯・勤務先) : ~ : 週 ~ 日			
2			(自宅・携帯・勤務先) : ~ : 週 ~ 日			
3			(自宅・携帯・勤務先) : ~ : 週 ~ 日			
<input checked="" type="checkbox"/> 住所・TEL (変更後) 〒 980 - 0011 青葉区 上杉1-5-12 上杉マンション1002 TEL: _____						
上記以外の登録事項 (変更後)左記の詳細を記載してください。						
<input type="checkbox"/> 登録している保護者 <input type="checkbox"/> 児童氏名 <input type="checkbox"/> 登録要件 <input type="checkbox"/> その他						

※ご記入いただいた情報は、提出を受けた児童館のほか、必要に応じて仙台市こども若者局と当該児童館を管理運営する団体で共有することとなりますのでご了承ください。また、ご記入いただいた情報は、個人情報の保護に関する法律及び関係規程等に基づき適切に管理するとともに、児童クラブ事業の運営目的にのみ利用します。

〔児童館記入欄〕

- 受付日 年 月 日
 ○仙台市への報告日 年 月 日

決裁	館長	係員